

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線部分は、改正部分)

改 正 後	改 正 前																																
埼玉県都市公園条例	埼玉県都市公園条例																																
第一条～第二十一条 (略) (指定管理者による管理)	第一条～第二十一条 (略) (指定管理者による管理)																																
第二十二条 知事は、都市公園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。 一 (略) 二 都市公園（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理 <u>（法第五条 第一項の規定により設置又は管理の許可を受けた公園施設の維持管理を除く。第二十五条第一項第二号において同じ。）</u> に関する業務 三 (略) 2 (略)	第二十二条 知事は、都市公園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。 一 (略) 二 都市公園（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務 三 (略) 2 (略)																																
第二十三条～第三十三条 (略)	第二十三条～第三十三条 (略)																																
別表第一の二（第十条、第十七条、第二十八条関係）	別表第一の二（第十条、第十七条、第二十八条関係）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公園施設の種類</th> <th colspan="2">単位</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>数量</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園路及び広場（第九条第一項の許可を受けた場合に限る。）</td> <td>一平方メートル</td> <td>一時間</td> <td>一〇円以下</td> </tr> <tr> <td>埼玉スタジアム2002</td> <td>一箇所</td> <td>一時間</td> <td>二、二〇〇、〇〇〇円以下</td> </tr> <tr> <td>熊谷スポーツ文化公</td> <td>一箇所</td> <td>一時間</td> <td>二七〇、〇〇〇円以下</td> </tr> </tbody> </table>	公園施設の種類	単位		金額	数量	期間	園路及び広場（第九条第一項の許可を受けた場合に限る。）	一平方メートル	一時間	一〇円以下	埼玉スタジアム2002	一箇所	一時間	二、二〇〇、〇〇〇円以下	熊谷スポーツ文化公	一箇所	一時間	二七〇、〇〇〇円以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公園施設の種類</th> <th colspan="2">単位</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>数量</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園路及び広場（第九条第一項の許可を受けた場合に限る。）</td> <td>一平方メートル</td> <td>一時間</td> <td>五円以下</td> </tr> <tr> <td>サッカー場(観覧席を附置するものに限る。)</td> <td>一箇所</td> <td>一時間</td> <td>六一九、四〇五円以下</td> </tr> </tbody> </table>	公園施設の種類	単位		金額	数量	期間	園路及び広場（第九条第一項の許可を受けた場合に限る。）	一平方メートル	一時間	五円以下	サッカー場(観覧席を附置するものに限る。)	一箇所	一時間	六一九、四〇五円以下
公園施設の種類		単位			金額																												
	数量	期間																															
園路及び広場（第九条第一項の許可を受けた場合に限る。）	一平方メートル	一時間	一〇円以下																														
埼玉スタジアム2002	一箇所	一時間	二、二〇〇、〇〇〇円以下																														
熊谷スポーツ文化公	一箇所	一時間	二七〇、〇〇〇円以下																														
公園施設の種類	単位		金額																														
	数量	期間																															
園路及び広場（第九条第一項の許可を受けた場合に限る。）	一平方メートル	一時間	五円以下																														
サッカー場(観覧席を附置するものに限る。)	一箇所	一時間	六一九、四〇五円以下																														

改 正 後					改 正 前					
	運動施設	園ラグビー場Aグラウンド								
		熊谷スポーツ文化公園陸上競技場(補助競技場及び投てき場を除く。)	一箇所	一時間	二五〇、〇〇〇円以下					
		サッカー場(埼玉スタジアム2002を除く。)、ラグビー場(熊谷スポーツ文化公園ラグビー場Aグラウンドを除く。)、野球場、陸上競技場(熊谷スポーツ文化公園陸上競技場を除く。)、ソフトボール場及び双輪場(これらの運動施設のうち、観覧席を附置するものに限る。)			一七、八四〇円以下	野球場、陸上競技場、ラグビー場、ソフトボール場及び双輪場(観覧席を附置するものに限る。)	一箇所	一時間	八、九二五円以下	
		サッカー場、ラグビー場、野球場、陸上競技場、運動場及びソフトボール場(これらの運動施設のうち、観覧席を附置しないものに限る。)	一箇所	一時間	三、五六〇円以下	運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、運動場及びソフトボール場(観覧席を附置しないものに限る。)	一箇所	一時間	二、〇四四円以下
		屋内運動場及び体育馆	一箇所	一時間	一二、二八〇円以下		屋内運動場及び体育馆	一箇所	一時間	七、三六九円以下

改 正 後					改 正 前				
教養施設	テニスコート	一箇所	一時間	二、五七二円以下		テニスコート	一箇所	一時間	二、五七二円以下
	水泳競技場	一箇所	一時間	一〇、六〇三円以下		水泳競技場	一箇所	一時間	一〇、六〇三円以下
	漕(そう)艇場(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)	一箇所	一時間	三、九三〇円以下		漕(そう)艇場(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)	一箇所	一時間	二、三六〇円以下
	その他の運動施設	一箇所	一時間	二五、〇六〇円以下		その他の運動施設	一箇所	一時間	二二、五七二円以下
	音楽堂及び野外ステージ	一箇所	一時間	一五、五七二円以下		音楽堂及び野外ステージ	一箇所	一時間	八、二四九円以下
	茶室	一箇所	一時間	四、四〇〇円以下		茶室	一箇所	一時間	二、六四〇円以下
	便益施設(駐車場に限る。)	一箇所	一時間	四八八円以下		便益施設(駐車場に限る。)	一箇所	一時間	四八八円以下
	管理施設(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)	一平方メートル	一時間	三六円以下		管理施設(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)	一平方メートル	一時間	一八円以下
	及び集会所	ル				及び集会所	ル		

備考

- 一 (略)
- 二 運動施設又は教養施設(表に掲げるもののほか、動物園、水族館及び陳列館を含む。)を個人利用(個人が当該施設を第十条第一項の規定による許可を受けて、他の利用権利者と共に利用することをいう。)させる場合は、表の金額にかかわらず、一人一回当たり二千二百円を上限とする。
- 三～五 (略)

別表第二(第十七条関係)

一 公園施設を設け、又は管理する場合

種類	単位		金額
	数量	期間	
土地	一平方メートル	一月	路線価又は標準宅地の価格を考慮して知事が別に定める額に千分の三・五を乗じて得た額

改 正 後					改 正 前				
教養施設	テニスコート	一箇所	一時間	二、五七二円以下		テニスコート	一箇所	一時間	二、五七二円以下
	水泳競技場	一箇所	一時間	一〇、六〇三円以下		水泳競技場	一箇所	一時間	一〇、六〇三円以下
	漕(そう)艇場(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)	一箇所	一時間	三、九三〇円以下		漕(そう)艇場(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)	一箇所	一時間	二、三六〇円以下
	その他の運動施設	一箇所	一時間	二五、〇六〇円以下		その他の運動施設	一箇所	一時間	二二、五七二円以下
	音楽堂及び野外ステージ	一箇所	一時間	一五、五七二円以下		音楽堂及び野外ステージ	一箇所	一時間	八、二四九円以下
	茶室	一箇所	一時間	四、四〇〇円以下		茶室	一箇所	一時間	二、六四〇円以下
	便益施設(駐車場に限る。)	一箇所	一時間	四八八円以下		便益施設(駐車場に限る。)	一箇所	一時間	四八八円以下
	管理施設(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)	一平方メートル	一時間	三六円以下		管理施設(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)	一平方メートル	一時間	一八円以下
	及び集会所	ル				及び集会所	ル		

備考

- 一 (略)
- 二 運動施設又は教養施設(表に掲げるもののほか、動物園、水族館及び陳列館を含む。)を個人利用(個人が当該施設を第十条第一項の規定による許可を受けて、他の利用権利者と共に利用することをいう。)させる場合は、表の金額にかかわらず、一人一回当たり千百八十三円を上限とする。
- 三～五 (略)

別表第二(第十七条関係)

一 公園施設を設け、又は管理する場合

種類	単位		金額
	数量	期間	
土地	一平方メートル	一月	九三五円

改 正 後					改 正 前				
公園施設	建物の全部	一箇所	一月	次の各号に掲げる額の合計額に百分の百十を乗じて得た額 一 公有財産台帳に記載された当該建物の価格に千分の六を乗じて得た額 二 路線価又は標準宅地の価格を考慮して知事が別に定める額に千分の三・五を乗じて得た額	公園施設	一平方メートル	一月	三、四一七円	

備考 (略)

別表第三（第十七条、第二十八条関係）

第九条第一項各号に掲げる行為の種類		単位		金額
		数量	期間	
第一号の物品の販売、興行 その他の営業行為		一平方メートル	一時間	八円以下
第三号の撮影	写真の撮影	一件	一時間	一六、五〇〇円以下
	映画等の撮影	一件	一時間	三三、〇〇〇円以下
第四号の競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し		一平方メートル	一時間	六円以下
第六号の広告物の表示	大型映像装置による広告	一件	三〇秒	三〇、一七四円以下

別表第三（第十七条、第二十八条関係）

第九条第一項各号に掲げる行為の種類	単位		金額
	数量	期間	
第一号の物品の販売、興行 その他の営業行為	一平方メートル	一時間	四円以下
第三号の撮影	写真の撮影	一件	一六、五〇〇円以下
	映画等の撮影	一件	三三、〇〇〇円以下
第四号の競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	一平方メートル	一時間	三円以下
第六号の広告物の表示	大型映像装置による広告	一件	一五、〇八七円以下

